平成２３年（フ）第２５４２号
札幌市北区新川西１条４丁目２番41号　Ｙ＆Ｓ新川西201号
破産者　北尾　　久
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７３号
新潟市西区内野西１丁目３番59号
破産者　植野　保弘
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１９号
新潟市西区山田2851番地１　セレーノ１－１、前住所新潟市南区白根東町１丁目13番９号
破産者　森山　正利
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０４号
新潟市中央区新光町１番地33　介護老人保健施設千歳園、住民票上の住所新潟市中央区関新１丁目５番16号
破産者　名倉　寛一
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８８号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤1204番地１　ブエナス・タルデス202号室
破産者　平山　恵一
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
広島市佐伯区五日市中央４丁目10番15―202号、住民票上の住所広島市佐伯区八幡東３丁目22番19号
破産者　アトラクティブこと　重山　和広（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７号
広島県福山市水呑町535番地、旧住所千葉県柏市根戸483番地30　レジデンス柏209号
破産者　村上　景子
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７７６号
福岡市城南区神松寺３丁目20番17―101号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―316号
破産者　山本　博隆
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６６号
福岡市博多区東那珂３丁目５番15―501号、前住所福岡市博多区井相田１丁目13番28―506号
破産者　西　　文吾
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３４号
秋田市茨島２丁目３番28号
破産者　進藤　　穣
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２１号
秋田県潟上市昭和豊川槻木字蘭戸下24番地３
破産者　瀬下　一人
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５４号
秋田市下北手松崎字大沢田105番地　県営住宅Ｒ４―105号、前住所埼玉県上尾市大字原市1181番地25
破産者　齋木　　健
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
埼玉県本庄市けや木３―29―16、申立時の住所福島県相馬郡飯舘村前田字古今明220番地
破産者　佐藤　勝衛
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１２号
横浜市港北区小机町380番地10　エクセルマンション　マロニエ206
破産者　斎藤　洋美
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４３号
神奈川県綾瀬市蓼川３丁目６番46号　ポラール101
破産者　納田　正史
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１３号
横浜市磯子区中原２丁目21番22―105号
破産者　中田　裕治
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷871番地
破産者　近藤　洋子
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１５号
長野県中野市大字江部1153番地２、前住所長野県須坂市墨坂南５丁目４番２号
破産者　小林　正義
１　決定年月日　平成23年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係